

委員さん方のご要望については、いろいろな角度の資料を提供して、しっかりと調査できるようにという要望をいただいている。ただ、委員長さんの話を聞いていても委員会の中の総意ということにはなっていないということなので、委員会の中でまとめていただいて必要ということであれば、100パーセント必ず出すとは言えないが、できるだけ精力的にやらせてもらいたいと思っている。

野田勝康委員長

他に。

塩見 仁委員

最初の調査事項を出す時に市の監督権の話があったが、それができる監査事項については監査人を通じて検証をしてもらうことしかできないということを書かせてもらった。そのことは、この特別委員会の重要な部分ではないかと思っている。今後、委員長が委員会の意向をまとめて、事務処理でこういうことができるということをまとめてもらえばどうか。

野田勝康委員長

私が審良委員に「委員会として統一見解はまとまっていない」というような発言したのは、例えば、全筆やるのか。私は、あの時に「一件だけ」と言ったが、「いや、一件だけではだめだ」と。では、例えば、それぞれ調査に入るにしても調査マニュアルがいる。稲垣委員は、前回は2人のペアで5チーム作れば、1人で20件できると言われた。だけど、2人のそれぞれの調査方針が違えばだめで、もしやるのならチェックリストを作ってやる。そういう点で、委員会としてまだ固まっていないということを言いたかっただけ。確かに、言われるとおり設置目的の中で会計処理については公認会計士さん。それから、稲垣委員が言われているように「不適切な事務処理」という点では、われわれ委員が取り組まなければならない問題。もちろん、会計士の助言をいただくという場合もある。ただ、今、塩見委員からご指摘があったように、われわれにも法律上、調査の限界ということがある。ただ、任意ということであれば、これは別の世界。その調整が委員会として取れていないということを言いたかっただけで、何も私が削ったとか、そういうことはよいということを理事者に言ったということではない。そのところ誤解のないようにしてもらいたい。それぞれにいい意見を言われているので、要は、この「不適切な事務処理」ということは非常に大事なことなので、進め方については今後、委員会の中で協議をしていきたいと思っている。

木戸正隆委員

に大きく2つに分類しているが、この大きな目的を併用しながら、また財源を確保しながら今後解消に向けて進んでいきたいと考えている。議会のみなさまのご協力も必要で、ご相談もさせていただいてそうしたことにしていきたい。今回の資料の中で出させていただいているので、これ以上にどうするかについては委員長さんと相談をさせていただきたい。

稲垣司郎委員

なぜそういう言い方をするかという、自分が言っていることに間違いはないと言って、出した資料をみんなが承知してくればそれでよいが。特に今回の場合、不正事務処理があったということが特別委員会のもとになっている。不正を明らかにするのに、聞いたことを間違いなかったと報告するだけでは市民感情としては、よくやったとはなかなか言わない。特別委員会が証明するということでない、市の証明とわれわれの証明が一致して、疑いがはれるということになる。内部調査はしたので、それでOKということなら特別委員会は要らないとなる。そこは市民にとってわかりやすい委員会でなければならないので、委員長を通じてこうして言っている。

磯崎財政部長

私どもが理解させてもらっているのは、今回、委員会がたちあがって、一部事項については外部の公認会計士さんに委ねる。不適切な決算処理について、今回正しく復元されるのかどうか。それから、あと決算処理の中でお金の不明朗な動きがないかということについては公認会計士さんが調査されると伺っている。その他の監督権の問題のような、主として、こうしたことがどうして発生したのか。それから、今後こうしたことがないような再発防止対策をどのように講じていくのかということについて、まず市から説明を申し上げ、そうした議論を踏まえながら委員会で提言いただいて、それを踏まえて再度、こちらの方で対応していくというふうに考えている。

稲垣司郎委員

この特別委員会の名前を付ける時に幹事会で議論したが、その中で最初は「不適切な事務処理」を入れる話はなかったが、あえて経理ということにこだわらず「事務処理」という言葉が入っている。「不適切」であつたけれども全体として適切であつたという報告になるのか、事務処理も含めて一件書類もなかったということになるのか、個々に報告の中に付け加えてきちつと言えるのは、私たち特別委員会の委員だと思っている。市が何度言っても市民の納得する話にはならない。そういう意味で、われわれが市にとって良い応援団なるかどうかは、これからの調査次第。だから、できるだけオープンに資料を出してもらいたい。

蘆田副市長

午前9時から午前10時20分まで、第1回目の研修会の要点だけを会計士に説明してもらう。非常に細かい説明で分かり難かったと思うが、10分程度のごく簡単な説明をしてもらって、あと国から出ている公払法の会計処理基準があるので、その中で特に重要な金利の処理について説明してもらおうと思っている。それを10時20分までやって、10分休憩して、この日の午後には北部5市の正副議長会で福知山市が当番市になっているので、そのあと10時30分から12時まで1時間半、今日の続きをやらせてもらえればと。その中で監督権の問題は、公社と財団との関係しか説明がなかったのもので、一応、2の(2)から説明を受けたいと思っている。それから、今日聞いていて、今一番関心の高いところ。要は、稲垣委員も言われていたように、本当に不適切な事務処理をやっていたのかどうか疑うわけではないが、資料自体が正しいのかもわからない。おそらく一連の流れの資料を持っていると思うのでどこかにあるはず。それをわれわれが直接見れるかどうか、見せるかどうかは基本的にはかなり困難な要求で、そのあたり、もし可能になるにしても先ほど申し上げたように全筆やるのかどうか。見方も何にもわからない、てんでばらばらな調査方法では困るので、一度正副委員長でいわゆる統一的なチェックリストのマニュアルを作って、この場でチェックしてもらうことがあってもよいのではと思っている。そうでないと、バラバラのものがあがってきても收拾できない。まず、その下準備がいると思うので、正副委員長に一任してもらって。市との交渉も必要なので検討させてもらいたい。次回の説明だけで終わりとも思っていないので。

高宮泰一委員

この資料には取得費用が書いてない。狡猾に小出しにしている。面積は書いてあるのに取得費用を書いていない。さすがに官僚の智恵だと思うが。

野田勝康委員長

今、合わせていた。

審良和夫委員

今、委員長が言われたように「出すか」、「出さないか」。これは向こうが決めること。ただ、それを要求するかしらないかは、私どもが決めること。「出さない」ということなら、それはそれでよい。私どもに見せられないというなら。

野田勝康委員長

例えば、ここが百条なら、そういう意見も出てくる。

審良和夫委員

今、委員長が言われてことにも関連するが、例えば、資料提出についても少なくとも事前にきちっと詰めてからやった方が良かった。例えば、ここで行政側に「出していただけないのか」という発言はおかしい話。

野田勝康委員長

とりあえず今日は第1回目であることを理解してもらいたい。みなさんの視点がどこにあるかを聞いて、いわゆるウエイトの差があるので。だから、そういうことも考えて、いろいろと聞いてもらって、どういう方向性を出していくかというのが今回の第1回目だと理解している。1回で終わるとは考えていないので、とりあえず今日は市から説明を受け、また協議会なり特別委員会で次のステップをどうするか、そういう進め方で。これまで、今日で終わりとは一言も申し上げていないので。今、木戸委員からご指摘があったようなことも含めて、事前に資料をもらっていただければスピードも違ったと思うが。

高宮泰一委員

ちょっと1点だけ。今日初めて有料貸付土地の資料が出てきて、数字が出された。これが3600万円で、これは21年度決算に載っている。ただ、20年度決算は1900万円。19年度は1700万円。これは貸付土地が増えたからなのか。もうひとつは、それ以前は、おそらく会計基準が変わったからだと思うが、雑収益に入っているのかどうか。この2点を。

磯崎財政部長

有料貸付土地の関係は、21年度はコーナンが始まったので数字が劇的に増えている。それから、会計処理の位置付けの問題については高宮委員が言われるように、途中から貸付については付帯事業収益に計上するのが適当であろうということで変更している。それまでは、雑収益で計上していた。

野田勝康委員長

他になれば、第1回目の市からの説明はこれで終わらせてもらう。あとで、ちょっと協議したいことがあるので、これで理事者のみなさんにご苦労さんでした。

(理事者退席)

野田勝康委員長

第2回目の市からの説明は、前回申し上げたように28日で予定している。開催案内の配付を。

(事務局が開催案内を配付)

野田勝康委員長

ちょっと至難の業で、すでに亡くなっている理事長さんもいる。全筆になるのか、5筆になるのか、20筆になるのかわからないが納得できる資料を出してもらって、それによって当委員会が納得できる調査ができるように。

高宮辰郎委員

今日、用地取得と用地処分についての資料をもらったが、これを鵜呑みにするわけにはいかない。先ほど高宮泰一委員も言われていたが、この資料には取得費用が書かれていないのと、事業目的と処分計画が変わってきているものがある。それについては、それなりの根拠資料を付けてもらいたい。それから、有償貸付があるが、この貸付がどの決裁で決まっているのか、それもひとつ問題になる。開発公社の決裁で決まっているのか、市としてどの時点でそれを認めているのか。また、有償貸付が処分する時に障害になる場合もあるので、それをどのように考えて貸し付けているのか。この資料の中にもたくさんの疑問点があるので、その答弁なり資料を出してもらいたい。

野田勝康委員長

いろいろなご意見をいただいたが、こうした資料にも不信感があるということであった。そういうことになると、やはり原簿というか、それをチェックしないとわからない。ただ、極短時間でやっていくということになればチェックの方法を決めておかないと。まず、委員長から市を通して開発公社にこの資料の根拠資料を求めるということでよいか。

木戸正隆委員

そういうことでよいが、百条でなくても特別委員会でも調査権は持っている。

野田勝康委員長

それはわかっている。わかっているが、一応、みなさんの確認をとっておく。前回、2、3のご意見があったからといって、それで動くということとはできないので。

木戸正隆委員

お願いするという形ではないということは言うておく。

稲垣司郎委員

われわれが理事者側につくか、不信を持った市民の立場側につくかによってはえらく違う。われわれは真実を追究する立場でいかないと。また、市側から見た時にやさしく取れるようなことがあってはならない。委員会として取り組みの方向性だけはきちっとしておく必要がある。

高宮泰一委員

百条なら強制的にお願いできるが、この委員会はそうではない。委員長からお願いして出してもらいたい。

野田勝康委員長

そうではなくて、われわれの調査に協力してほしいということ。それは正副委員長で交渉するので、ある程度任せてもらいたい。

木戸正隆委員

幹事会の時に言ったが、百条にするのかしないのか。だから、失礼な話であるが、ここでもらうか出してもらわないかを聞いたらだめだと。出してもらうべきだと決めておいて、そうでないと向こうも足元を見ている。ここで決めておいて、委員長、副委員長でもっていく。そういう話。

野田勝康委員長

われわれ委員会としてはそれを任意で出してもらおう。そういうことは決めておかないと。任意でお願いするのか、全筆お願いするのか、私はそこまでの協議はしていない。

木戸正隆委員

それを事前にやってもらいたい。

野田勝康委員長

だから、みなさんのご意見を聞きたい。

審良和夫委員

先週、言わせてもらったことは、そういうことであった。

野田勝康委員長

正式には決めていない。全筆出ても、それをチェックする方法は決めていない。全筆持ってこられてもできない。われわれでやるにしても具体的に十分に詰めて、それからでないとなかなか難しいと私は個人的には考えている。

塩見 仁委員

われわれが開発公社事務局に行って、抜き打ちでもよいわけ。調査権を発動できないなら、監査できるのは監査委員しかない。そのことを書いていたの、今、委員長が言われているように、確かに委員会はこういう声だと下と詰めてもらって、われわれがまず納得するような資料を提供してもらって、そして、そのためにはどういう方法がよいかを詰めてもらえばよい。そうでないと全筆となると膨大な資料になるので。そして、百条であれば遡及していくことができるけれど、

スケジュールと言われたが、いろいろな視察が入っている中でとっていくので、市の説明が1回で終わるのか、2回で終わるのかもわからない。私は、みなさんのデータをバックデータも付けて全て渡して、これだけの資料しか出てこなかった。私見で申し訳ないが、監督権に関する問題はわれわれで提言していけばよいと思っている。一番大きな問題になっているのは不適切な事務処理の問題。大谷委員が言われているのは会計処理の問題だと私自身は思う。だから最終的な利益では、利益を利益準備金に積まないで、簿価を圧縮するのとは同じこと。それは会計処理的な発想ではないかと、私は感じる。公認会計士も防災センターと都センターの問題はできるだけ早く、おそらく次回が次々回には中間発表をしてくれる。そこで、どうやって再計算をするのかを聞いてみないとわからないので、とりあえずひとつの事例としてやることを約束してくれている。それも見ながらということにしてもらいたい。みなさんから資料提出の要望はすることになったので、早速、副委員長とともに要望していく。

それでは、7月の28日の午前9時から第2回を。それから、前回、8月の予定で8月6日と言ったがどうしても時間がとれないので、8月12日と18日の午後でと考えている。

木戸正隆委員

12日は午後3時からであれば。

野田勝康委員長

それでよいか。

(全委員異議なし)

野田勝康委員長

では、12日は午後3時から。18日は午後1時30分から。この2日間を決めさせてもらう。大変遅くなったが、今日はこれで閉じさせてもらう。

閉 会 午後0時40分

7月7日にもらった調査事項、事務処理・会計処理に関する調査事項で、今日もらった資料は(1)から(4)。しかし、それも不十分なところがある。この資料に取得価格も付けてもらいたいし、簿価も付けてもらいたい。それから、(3)特定土地の内容と有料貸付土地についても、いつ貸して貸付先がどこなのか載っていない。これも不十分。それから、(4)平成21年度の用地売却価格の明細についても、その中に契約書とかがないとだめで、これが本当に正しいかどうかわからない。今日出してもらった資料の不備をちゃんとしてからでないと。監督権に関する事項は、そのあとでもよい。

野田勝康委員長

一番大きな問題は、いろいろ出される資料の裏付けということ。委員会としては出してもらうように要望する。それでよいか。

(全委員異議なし)

野田勝康委員長

それでは、副委員長とそういう要望を出す。資料の整理をさせてもらって、第2回目の時にそれだけのものを付加させて、新たなものを出してもらうのと、もうひとつは、先ほど言った契約書とか依頼書とか売買契約書といった裏付け資料の確認を次回までにとって、みなさんにお話する。今日のところは、そういうことで。

大谷洋介委員

私の6月の一般質問の時に、公拡法に基づく公社の情報開示については法的に縛りがかけられないのか質問したところ、市長は、今のところそれはできないけれど自主的に、全面的に公開するように手立てを打つということと言われて、市長自身も議会の報告が終わった9月には市民にも開発公社の内容について情報開示の対象にするような動きを発表すると、記者会見で言われている。それを踏まえた上で委員長、副委員長には強気をお願いしたい。もう1点は、今回、簿価操作が一番の問題。今回のものは表に出ているが、過去のものは一切出していないので、どういう取り引きをして簿価を下げたのか公社に明細を出すように求めることが最終的に必要になってくるのではないと思う。そのことをプラスして、次回に話を聞きたい。

木戸正隆委員

これは、百条のように順番にスケジュールを立てていかないと進んでいかない。とても無理。それを先にやらないと。

野田勝康委員長

市土地開発公社調査特別委員協議会 会議録

平成22年7月28日

第3委員会室

出席委員：野田勝康委員長 大西敏博副委員長
審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 荒川浩司委員
塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員

事務局：辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任

開会 午前10時40分

野田勝康委員長

引き続き会議を開く。前回の協議会で公認会計士に委託しない調査事項、すなわち「市から説明を受ける調査事項」について、市から説明を受けたが調査事項2の監督権の関係がまだ残っている、これから説明を受ける。本日、市から説明員として蘆田副市長、磯崎財務部長、長坂財政課長、それと担当係長に来てもらっている。

それでは、順次説明を受ける。

磯崎財務部長

みなさん、おはようございます。先ほど委員長から話がありました市から説明を受ける調査事項2の(2)から(4)について資料を準備している。左上に「土地開発公社設立の目的について(歴史的背景)」と書いたものから4枚資料を用意しているので、この資料にしたがって順次説明をさせてもらう。なお、「用地取得と用地処分について」、「有料貸付土地」一覧については、前回の協議会終了後にさらに追記するように委員長からご指示を受けたので、「用地取得と用地処分について」は21年度末の簿価を、「特定土地一覧」については番号が従前の番号と違う独立した番号になっていたので分かりやすくするために番号をふらせてもらった。それから、「有料貸付土地」の相手方については、前回ご要望があったあと委員長と相談して、書いて報告をさせてもらっている。説明は財政課長からさせてもらう。

(財政課長が別紙資料に基づき説明)

野田勝康委員長

市土地開発公社調査特別委員協議会 会議録

開会日	平成22年7月28日(水)								
開会時刻	午前10時40分								
閉会時刻	午後 0時 2分								
会議場所	第3委員会室								
出席者	委員	野田勝康委員長 大西敏博副委員長 審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 荒川浩司委員 塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員							
	事務局	辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任							
	説明員	蘆田副市長 磯崎財務部長 長坂財政課長							
	その他								
閲覧	議長	副議長	委員長	局長	次長	庶務係	調査係	議事係	会議録調整者
									

って、新たな組織を立ち上げていきたい。こんな思いなので、よろしくお願ひしたい。

木戸正隆委員

しつこいようであるが。まだ、市長自身が入らないという意識を持って、決断をしていないのか。少なくとも、この前質問をさせてもらった時には、そういう意志があるというふうに理解をさせてもらったが。

蘆田副市長

新たな組織については、市長の思いもあろうとは思いますが、私どもとしては当特別委員会の今後のご指摘、ご意見等を踏まえる中で最大限に尊重させてもらって。こうした組織構成についてもご指摘をいただくかもしれない。いただくことになるのではないかとということも含めて、こちらから新たに選抜するということは、はなはだ僭越で、そのへんも踏まえて、今後、充分に検討していきたいと思っている。

木戸正隆委員

自分たち自ら考えてもらわないと。確かにフェアな感じはするが、行政なのだから提言されたものをただ鵜呑みにするのがよいのかどうか。他のことについてはこだわらないが、少なくとも理事長については決めて出すべきだと。非常におかしいのではないかと思います。

蘆田副市長

われわれとしても全てを特別委員会に委ねるという思いは持っていない。改めるべきところは改める。これは、われわれの責任としてやらなければならないと思っている。ただ、あまりにもこちらの思いが先行してもいけないので、ご意見も尊重させてもらって、両方の意見がうまく合意できれば有難いという思いで、その点よろしくお願ひしたい。

野田勝康委員長

他に。

塩見 仁委員

役員構成の件で説明を受けたが、開発公社の債務負担ということから見て、そのことも大きく選考には影響してくる。それと役員を民間からということ。例えば、これまでは市長が理事長を兼ねることになると改選期がどこかと。開発公社の役員構成は決算年度とリンクしている。その任期はどうなるのか。民間の委嘱される任命者の関係とは、きっちりと整理ができているのか。

蘆田副市長

個人個人の任期まで、今、資料を持っていないのでわからないが、任期は任命を受けてから2

ただ今、調査事項2の「監督権に関する事項」の説明を受けた。説明に対する質疑を受けるのでどなたからでも。

木戸正隆委員

土地開発公社の役員構成について、今の説明では「今後の対応」で「監事については、民間の専門家2名による新たな監督体制に移行する」とあるが、この民間の2名は公認会計士とかそういうことなのか。また、理事長を誰にするかの説明もなかったが。

蘆田副市長

今後、この役員構成についてはこの特別委員会のご指導もいただきながら、全面的な役員構成に取り組んでいきたいと考えている。先ほど言われた監事2名については、やはり有識者。いわゆる、会計士さんとか税理士さんとか現実的に監事をしてもらえる方にしていきたいという思いを持っている。それと理事については、市長以下8名いるが、さらに民間有識者の登用を図りたい。具体的に理事長を誰にするか、専務理事を誰にするかの案は持ち合わせていないが、全面的に改正をしていきたいという思いを市長も持っているので大幅な変更を、特別委員会のご指導もいただきながらやっていきたいと思っている。

木戸正隆委員

あとの監事ことについては理解できる。ただ、役員については理事者側というか市長や副市長は入らないというふうに認識しているが、そうではないのか。まだ具体的に言えないのか。また、民間の有識者ということであるが有識者とはなにか。福知山市ではいろいろな意味において有識者かもしれないが、失礼な話、私はここにある名前を知らないし理解しかねる。有識者という言葉をよく使われるが、具体的にどういうふうにしていくのか。それから、備考に「福知山市の理事者」とあるが。

蘆田副市長

先ほども若干申し上げたが、「民間の有識者」とは、いわゆる土地取引等、不動産関係に知識があって、造詣が深い人が非常に有難い。その方ばかり集めても、いろいろな見方もあるので。当然、そういう方も入ってもらいたいという思いを持っているが、そこばかりに固定するのではなく、幅広い分野、いわゆる別の観点からも指摘を受けられるような、そうした有識者を求めていけばよいのではないかと考えている。それから、理事者の4人については、先ほども申し上げたが、できるだけ減少させてもらって民間の幅広い見識、知識を得た、新たな組織にしていきたいと思っている。そこで、市長がここに入るかどうか、そのへんも含めて充分に検討させてもら

らかの形で公開できるような縛りをかけるという返答で、その後の記者会見での市長の答弁では9月を目途に情報公開をしていきたいという発言があったと思う。それを踏まえて、この時から比べると、これは情報公開制度にきっちりと謳ってもらえると理解してよいのか。6月の答弁では、私が情報公開条例に入れてほしいと言ったことに対して、ここで約束はできないけれども何らかの形で情報公開はするという、これは駿河部長であったが、そういう答弁であった。これは、具体的なことは書かれていないが、情報公開条例にこれを規定してもらえると、規定するという理解でよいのか。

磯崎財政部長

情報公開の関係について6月議会の中で市長なり部長が申し上げたのは、もともとこの情報公開条例を作った時に、この参考のところに書いているが出資法人について努力規定を設けている。したがって、それぞれの団体においてどのように情報開示するかについては、それぞれの団体で考えてもらうことにしますと。そういうことなので、今回のこうしたことを受けて、再発防止策の一環として、そういう情報公開制度を導入することは意義があると考えているということで、それについて公社の方で情報公開の規定を整備して、秋を目途に実施を予定していると申し上げた。

大谷洋介委員

情報公開に関する規定を設ける、公社独自に設けるということで、市の情報公開条例の対象になるわけではないということ。これ、確か記者会見では9月と言われたと思ったが。記憶違いかもしれないが。

蘆田副市長

私の記憶では、秋頃を目途にというふうに言ったと。

大谷洋介委員

当然、情報公開ということになると個人情報の保護とかが関係してくると思うが、6月の質問でも言ったが、全国的に都道府県の半分くらいのところが土地開発公社を情報公開の対象先として市の条例に記載することが実際に行われている。このへんのところも参考にして、公社が設定する情報公開条例を規定してもらいたい。都道府県で規定された条例を見たことはあるか。

磯崎財政部長

大谷委員がおっしゃるように、このやり方についてはいくつかのやり方があると思うが、大事なことは公社の情報をこれから事務について開示していくということ。それを条例という中で規

年だったと思う。そのスタートがそれぞれに異なっているので、必ずしも何年何月をもって変更ということにはならないが、この民間の方々についても任期2年でお世話になりたい。

塩見 仁委員

2年で改選されて、前の事情が全くわからない委員構成になってしまうと監督権が発動できないことになる。今後のプロセスについても十分に研修してもらわないと、ただ数が10名で任期2年ということだけでは、なかなか。

蘆田副市長

やはり土地には長い歴史があるので。今日の問題も長い歴史の間で起こったということで、深く反省をすべき内容と。新たな者が、過去の経緯が全くわからない者ばかりが集まって組織化しても、これも大きな問題であろうと思うので、過去のそうしたことを知っている方も何人かはお世話になって、随時交代でしていくことになろうと思う。理事者についても、この4名の中では、私がガス水道事業管理者をうけたまわっていて、一番長い状況になっているが、それでも、まだ6年ほど。歴史から言わせれば、ほんのわずかな時間で、全てを掌握することはとてもできない状況で、そのへんは今後の大きな課題であろうかと。塩見委員さんの話も十分に認識させてもらって、今後の組織構成に生かしていきたい。

塩見 仁委員

今回、不適切な処理について理事サイドも開発公社の職員がやっていた行為に対して十分に掌握していなかったということがあって、職員の責任の度合いが一定問われたことがあるのではないと思う。こういう組織であると職務を担当している方に、1名は責任を持たれる立場で参画していないと組織はもたない。

蘆田副市長

おっしゃるとおり、事務局としての体制と、いわゆる役員構成が全く合流していないという点と語弊があるが、いわゆる事務局職員が役員の中に何名か入って、一緒になって理事会と事務局とがともにやっていく流れが望ましいと、個人的にも思っている。そうしたことも、今後、大きな組織改善の点かと思っている。

野田勝康委員長

他に。

大谷洋介委員

3ページの情報公開制度の導入についてで、6月の私の一般質問のおりには、市長の方から何

るのか。

蘆田副市長

現金の関わりについては、キャッシュフローの説明できちっとやらせてもらった。その前段では、監査の方々もその点検は充分にしてもらっている。

稲垣司郎委員

例えば、支払い利息。Aという物件に対して支払う利息は10年に一度、5年に一度ということではなく毎年。この利息は原価に加わる。この原価計算は極めて簡単なことなのに、それさえも理解できないでキャッシュフローで現金は間違いないと。利息の支払いも現金のうち。

蘆田副市長

今言われているのが、まさに簿価の関わり。ある土地を銀行から融資を受けて購入すると、その利息が当然、簿価に上乘せになる。簿価、いわゆる資産が増えることが、資金とは別の経理でやっているの、利息分については資金の流れの中では出ない。

稲垣司郎委員

資金の流れというのわからない。前の説明では、右肩上がりの時に買ったものを長年持つことによって利息が加算され、もともと10万円であったものが35万円くらいになっていると。そういうことについて市民の納得が得られないので、そういうところをおもんばかって、その年度利息を返して、原価を温存してきたということであった。そういう話は、基本的に理事会全体が原価計算について認識なかったということで、誰の質問もなかったということは、メンバーが名前だけを連ねているということ。

蘆田副市長

この公社の理事会の構成については、ご承知のとおり1市3町が合併をして福知山市になっているので、こういうメンバーでやっている。1市3町の時代は旧福知山市の理事者、さらには旧3町の理事者の方々に入ってもらって理事会を構成していた。私がこういう言い方をすると失礼であるが、経営的にどこまでご理解をいただいていたのかということになると非常に不安な面も、正直に言ってある。そこに転化するわけではないが、そうした代表者の方々が集まって構成していただいていた。いわゆる、土地売却によって利益が生じたものは準備金として積み立てる、法的には義務があるが、この準備金が逆ザヤになってマイナスになった時には準備金から取り崩してマイナスに充当していく経理が正当な経理であった。先ほどらい出ているように、いわゆる利息分の操作については、資産と簿価との関わりであるので、いわゆる現金そのものには影響して

定するのがよいのか、それともそれぞれの団体において規定していくのがよいのかについては、これは選択肢があるということ。この市の条例については、もともと情報公開条例を作った時に参考のところにも書いているように、市が別の法人について市の方でそうしたことを義務付けるのではなく、それは任意の努力義務をかけるということで条例は規定している。この時の考え方の延長線上で、その手法としては土地開発公社の方で独自に情報公開の規定を設置して、今後は情報公開をしていくことを、現在検討しているということ。

稲垣司郎委員

前段で今回、開発公社の理事会の中で会計のやり方について見破れなかったという説明があった。先ほど市の理事者がここに加わると言われたが、行政の会計と民間の会計とは全く違う。行政は国から借金しても歳入として黒字に入れ、歳入と歳出を分けている。もともと返さなければならぬ負債は、本来なら、一般の民間の複式会計では貸し方にいく。これの差し引きができない者が理事会にいて、会計が誤っていると原価計算が間違っているとかがわからなかったとしても、それは当然のこと。なのに先ほどの副市長の話を聞いていると、どうしても市から理事を派遣したいと、あくまでも市の監視下に置きたいというふうにしかなれない。見破れなかったことの反省がないのではないのか。また、土地開発公社がどうしても市が中に入って監視していなければならないような、そんなあやふやな組織であるなら解体以外にないのではないのか。

蘆田副市長

過去の理事会のご指摘は、誠にそのとおり。最後まで目が届かなかったことは反省している。現金の経理については監査も重点を置いてやってもらっていたし、理事会の中でも報告があったので、みんなが目を通して、現金の動きについては目を入れていた。ただ、今回の簿価の関係については、いわゆる資産の関わりについては具体的に資料はたくさんもらうにしても、理事会は1時間程度の理事会で、全てにそこで間違いないという確認まではできかねていた。ご指摘のように大きな問題だと反省はしているが、長年、理事会はそうした状況であった。おっしゃるとおり、会計的にも不慣れ。役所の会計とは異なった会計であったので、そうした不慣れさも手伝って、詳細までチェックができていなかったということで深く反省している。今後については、そのへんについても新たな組織の中でしっかりと見届けられるように人選も含めて、やっていかなくてはならないと思っている。

稲垣司郎委員

現金の確認だけはできたという話。その現金の確認というのは、目の前に現金を出して確認す

大西敏博副委員長

ということは、今年の5月21日の監査が終わった以降の名簿なのか。

蘆田副市長

5月の理事会の中で新たに選任をされた理事が、この民間の方の志賀さんと芦田さん。その他の方は以前からお世話になっている。

大西敏博副委員長

平成22年3月時点の名簿には教育長が載っている。教育長が退任されて、志賀さんと芦田さんが入られたという理解でよいのか。それから、今後、監査については村上さんを排除して、民間の専門家2名になるという理解でよいのか。

蘆田副市長

今おっしゃった監事については、先ほどらい説明があったように、やはり市の監査員として出資法人の監査をする立場で、この公社の監査をしているのはおかしい、そういう立場から村上監事については変更をしてはどうかと。それと、さらに理事についても冒頭の話が出ていたけれども見直しをしていかざるを得ない。

野田勝康委員長

他に。

高宮泰一委員

「市の監督権のあり方について」お尋ねする。「現状」と「今後の対応」が書いてあるが、本会議で開発公社に対する指揮、監督する部署はどこかと聞いたところ、財務部長ははっきりわからなかったと述べられたことがある。ここには、現状の流れは書いてあるが、指導監理する課はどこがするのか明確に書かれていない。これは財政課ということでしょうか。財政課がするのであれば、明確にここに担当課を書くべきではないか。

磯崎財政部長

今おっしゃったように、ここには書いていないが、私が本会議の中で申したのは、過去をずっと見てみると企画サイドが理事に入っていた時代もあったが、ご存知のように用地の先行取得について、もともと土木の方がたくさん土地を先行取得依頼することが多かった。複数の部にまたがることから、まず所管的な話として企画の方でという整理があったと聞いている。一方で、ここにあるように予算、決算となると財務部を経由し議会に出しているということで、それぞれにそういった役割は担っていたけれど、どこが指揮、監督をするのかということになると、こう

こない状況であった。

稲垣司郎委員

名誉のために。弁解ではないが3日ほど前にたまたま、うちの元町長に出くわして開発公社の話を出したところ、中身をもっと出せと言ったが何も出さなかったと、どうして審議ができるのかと言っていた。自分たちが要求しても出してくれない。例えば、合併の話を協議する時も福知山市にいくら借金があるのか聞いても自分ところのは絶対出してこない。3町のは出せと言っておきながら、自分たちにはわからないと。一杯呑んだので、特にトーンがあがったとは思いますが、これは名誉のために言うておく。

蘆田副市長

旧3町の理事者の方に入っていたいたというのとは現実の話で、不安な面があったというのは、私が言いすぎたかもしれない。取り消すべき部分は取り消させてもらう。旧3町の時代には、私は在籍していなかったもので、どういう状況なのか、どういう雰囲気なのかわかりかねるが、要求された資料は拒否せずにそれなりに対応してきたのではないかと、これは想像であるが、あまり失礼な対応はしていないのではないかと思っている。

稲垣司郎委員

言いたいことはたくさんあるが、また、しかるべきところで言わせてもらう。その当時やっていた人が、その当時やっていたことについて触れられたから、私は言った。今日までの理事がこうであったという話が出たから言っただけ。穴埋め的に正当化するために、後から付けていくとだんだん信用できなくなる。もっと真正面から改革をしていこうとかの話であれば、単純明快に改革をしていかなくては、あとから口で覆って中身を包んでしまうような話ではなしに。お互いに誠実な対応をしていかないと。

野田勝康委員長

他に。

大西敏博副委員長

簡単な質問で申し訳ないが、役員構成で今後の対応として「開発公社の理事については、現状の民間有識者の割合（50パーセント）を更に引き上げ」ということが載っているが、この役員名簿はいつ付の名簿なのか。

磯崎財政部長

直近の。

て、市として指導しなくてはならない場面が出てきた時には、われわれの方にも話があるであろうし、それを踏まえた対応をさせてもらうことになるかと思っている。

高宮泰一委員

ただ、夜久野の農匠の郷の問題が出た時には総務部だった。あれも複式簿記。だから、そういう、専門家ではないという言い訳はいけない。われわれは総務部から説明を受けた。もうひとつ、なぜ財政課が重要と思うのかは、市長、副市長、部長が理事に入っている。その人たちも複式簿記の専門家ではない。財政課が黒子に徹して、その方々に指導することをしないと問題が明らかにならない。ただ、監事に任せるということだけでは、すぐに別法人だという言い訳をされるが、市と開発公社は一体のもの。だから、あなた方がわからない理事者に対して話しするのが部下の、組織のあり方としての財政課の仕事だと思う。次に、情報公開制度について。ここに「今秋を目途に実施予定」とあるが、財団法人はどうするのか。

蘆田副市長

土地開発公社のことばかりを精力的に検討していて、まだ財団法人のことについては手が回っていない。

高宮泰一委員

財団法人と土地開発公社は表裏一体。ここに福知山市情報公開条例 第32条が出ているが、「実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする」と、これは市が指導するということ。したがって、財団法人も同じように情報公開をしていくという姿勢を是非願います。そうしないと、財団法人と土地開発公社は土地の交換をずっとやってくる。それを見ないと問題の本質がわからないことになる。もう1点だけ。先ほど稲垣委員からも出ていたが、平成19年度と平成20年度の決算書の損益計算書では支払利息が載っていない。このことは理事会でもわかったはず。平成19年度の支払利息は0。平成18年度までは出ている。どうして平成19年度は0なのか。先ほどの公認会計士の先生によると違法ではないということではあったが。先ほど、副市長は支払利息が簿価に入っているということを言われたが、確かに19年度、20年度は簿価に入っている。しかし、それまでは支払利息はずっと出ている。それだけを見ても、どうしたのか聞くのが理事会の役割ではないのか。3町時代のことを持ち出して、どうのこうのと。18年度は利息があがっているのに、20年度は0。20年度は57万。そして、21年度は正しいとして9800万を出した。これを見ただけで、こんなものは素人でもわかる。

いったことが起こってようやくはっきりしていないことが正直わかった。実際、わかってからは私どもの方でずっとやってきて、予算、決算をやっているということは、やはりうちの方がやっていくべきであろうということで、現在、そういう体制で臨んでいる。今後についても体制については、そういうことで。あとのやり方については、今回、簿価の問題が大きくクローズアップされてたので、その部分については、その確認をこういった場合についてやる。それから、買戻しについては、当然、所管課が存在するので、全体的な指揮、監督はわれわれの方でやるが、個別の部署が先行所得依頼の関係で土地開発公社と一対一での関係になるので、そういった買戻しの際には、当然、そういった部署についても簿価の確認とかも併せてやっていくということで二重にやる体制をやっていききたい。ただ、統一的な指揮、監督の窓口はどこかということになると、ここは財政課ということで整理していきたいと考えている。

高宮泰一委員

財政課でやるということは、そのとおりだと思う。その時に、先ほども話が出ていたが、経理が理事会ではなかなかわからなかったという話であった。経理について財政課はそれなりに専門家だと思うので、経理についても指導、監督するということでよいのか。

磯崎財政部長

経理と言っても、官庁関係の経理の処理方法と、こういった複式簿記の関係の経理処理方法とは成り立ちが違う。財政課は通常の事務をやっているのも、当然、専門家もいるだろうからという、必ずしも複式簿記の専門家がいるわけではない。したがって、先ほどらい副市長の方から申し上げているように、公拡法の規定を読んでいると、もともとの土地開発公社は監事という方が、当然、業務執行について、理事の方は運営とか方針とか、大きな形のところで携わっている。それに対して監事の役割は、やはり、こういった業務についてきちっと専門的な知識を持って監査すべき立場にある。監査事務局長が入っていたが、ある意味、市の業務の中で監査していくことについては専門的な知識があるが、立場が市と公社という立場を分けて考えなければならないことから、今後は民間の税理士さんとか公認会計士さんとか専門の方を入れて、その方が具体的に経理の中身をしっかりチェックしてもらうということが仕組みとしてベストだろうと思っている。形として財政課がやっているのも、当然、そこまでできるだろうということになると、結果として、財政課がどこまで専門家なのかということになる。当然、私どもにも限界がある。私どもがやるのは、市としてここに書いているように公社用地の取得とか買戻しとか、それから、その際の簿価の確認とか、そういったものが中心になってこようかと思う。不適切なことが出てき

蘆田副市長

理事会の開催日数は、通常の場合は3月に予算に関わる理事会、5月に前年度の決算に関わる理事会の年2回。あとは、特に議題があれば臨時的な理事会が開かれる。私の経験では、これまではなかった。それと、役員報酬については理事者側は無償、民間の方は月額8000円出している。

磯崎財政部長

現職では何人かっているが、OBということになると、最近では事務局長だけ。

審良和夫委員

今日の前段で公認会計士さんから報告があって、決算書と実際とは全くリンクしていない、土地の売り買いと決算書の数字とは全く関係ないという説明があった。年2回しか理事会を開催していない中では、それではなかなかわからない。出席して、資料を見てもなかなか、これがということではなかっただろうと聞かせてもらっていた。「市の監督権のあり方について」の「今後の対応」について、そういうところを今後きちっと改めてもらうという形が必要ではないかと思う。

磯崎財政部長

今まで見ていた資料の中に、そういうものが前提になっていなかったこと。それが、今回、それがわからなかった原因だとわかったので、次回からは、簿価の確認ということを先ほど説明させてもらったが、簿価の動きについて確認する。それから、監事は、当然、監査の中でそういった項目についても事務局から資料の提出を求めて、確実にそこを監査する体制を新たにとっていくことで再発防止につなげていきたいと考えている。

野田勝康委員長

実は、今日、12時ちょうどから北部五市の正副議長会があるので、他にも質疑があろうと思うが、一応、市からの調査項目2の監督権については、とりあえずは説明を受けたと。今日のところは終了させてもらいたい。理事者のみなさんには、大変忙しいところ感謝する。

(理事者側退席)

野田勝康委員長

まず、日程について前回確認したのは8月12日の15時から、それから8月18日の13時30分からと2日間を決めている。ちょっと整理させてもらいたい、基本的に、この特別委員会の役割は不適切な会計処理についてと。これは中川会計士にやってもらう。荒川委員からあった貸付料のことも、おそらくやってくれる。私からも申し入れる。もう1点は不適切な事務処理。

蘆田副市長

くれぐれも私の話で誤っていたら、旧3町の話で、私の方で失礼なことを言っているのなら取り消させていただくので、よろしくお願いしたい。それと、決算書の関わりについて理事会でどういう見方をしていたかについては、確かにそういう状況になっていたら、そこを指摘しないといけないという話だろうと思うが、正直に言って、その時の理事会でその指摘は全くなかったという状況であった。

高宮泰一委員

逆に18年度だけでも決算書が正しいと思うところがある。利息も出ているし。確かに、われわれ自身も土地開発公社の経理問題については素人なので、この問題が起きるまで勉強もなかったという弱点はある。やはり、理事会なり監事が決算書に基づいてきちっと事務方に聞くのが、それをするのが担当の財政課だと思う。その時は担当でなかったかもしれないが、これからはそういうことでお願いしたい。

蘆田副市長

高宮泰一委員さんからご提言いただいたことで非常に納得できる部分もあったので、尊重させてもらって今後の改善にあたっていきたい。よろしくお願いします。

野田勝康委員長

他に。

荒川浩司委員

役員体制のことについて、まだ理事長に松山市長、専務理事に蘆田副市長が載っていること自体、私は納得できない。いろいろな問題があって、当事者的な立場の人がここにおられることについては、一委員としても認めるわけにはいかないということを、この場でも言い、本当に変える意志があるのなら理事長、専務理事のところはしがらみのない人に代えていくべきで、まさにそういう時期に来ていると思っている。その中で誰が責任を取るのかがさっぱり見えてこない。

野田勝康委員長

他に。

審良和夫委員

基本的なことを聞かせてもらう。この役員会、理事会は年に何回くらい開催されるのか。これを見ると、年度当初と終わりだけのように見えるが。それと手当はどれぐらいもらっていたのか。それと、市のOBの方は職員何人中何人いるのか。

野田勝康委員長

ただ、時間的な問題を言っている。12日は15時からなので2時間しかない。一応、中川さんから中間報告が出ると思う。これに最低1時間かかる。それから、1時間はわれわれの協議時間が要る。できれば18日になっても、それほど大きな問題ではないと。

審良和夫委員

12日の協議に、どのようなものなのかを。

野田勝康委員長

どのようなものを調査したいのかわからないと理事者は言っている。最初の先行取得依頼書を作るまでの決裁関係から、稟議書から、そういうプロセスも必要なのか全くわからないと。この中からどれを選んでもらってもかまわないとは言っているが、とりあえず12日については、2時間しかないので、まず5筆なら5筆やって、それから全体方針、調査方針を決めればと思っています。また、最高裁判例の非開示情報の判断について、その説明もきちっと聞かせてもらってと思っているので。審良委員が言われるように具体的事例があった方がよくわかる、協議しやすいということを言われていると思うが、それは具体的事例5筆をやって、18日にやってもかまわないと思っている。それでだめなら、さらに再協議していけばよいのではないかと。

審良和夫委員

せめて1件でよいので。

野田勝康委員長

その1筆をここで広げてみんなでやるより、2人ずつで見てもらった方が、私は理解が早いと思う。

稲垣司郎委員

私は、開発公社の塩漬け土地の話でも。事業と言うのは用地確保さえできれば7割、8割できたようなもの。あとは建てるだけで、金の問題。用地を確保するという事は非常に難しい。その見通しも立たないのに、ドンドン買っていくというのは普通はあり得ない。先に手を出して、ドンドンと先行取得すると塩漬け土地がいっぱいできる。だから、やってはならぬことをやっているかは、その一件書類の顛末書を見ればわかる。最初の出発のものが無いと途中がわからない。私は、何件でもよいので、そういう意味で顛末書が見たい。

野田勝康委員長

今日、そういうことを議論するのは時間的に無理で、12日にやるにしても1時間程度。要は

今、みなさんが言われているのはいろいろな提言。大きく分けると不適切な事務処理、11億3700万円が違っているとか、金の不正な流用はなかったかとか。例えば、キャッシュフローや決算書はどうだったとか。これは会計士に依頼している事項なので、そちらにお願いしたい。先ほど理事者も特別委員会の意見を重視するとはっきり言っているので、われわれで提言をまとめることが大きな仕事になる。ただ、そうすると最終的にわれわれの仕事は前回から出ているように不適切な事務処理をどうやって調査するか、ここに行き至ると思う。実は、財務部長にこの情報公開の取り扱いについての申し入れを、副委員長とともにさせてもらった。先ほど大谷委員も言われたように情報公開条例は、一方では個人情報保護法との一体性の問題がある。だから個人情報に触れるものを公開した場合には、そこから訴えられる可能性もある。今現在、最高裁判例で、平成17年10月11日の判例で公文書非公開決定処分取消し等請求事件で一定の、どこまで出してよいかが確定している。その点までは出せるか申し入れをさせてもらったところ、理事者としては協力したいということであった。ただ、一気にここに全筆の資料を持ってきてもらっても。決裁関係は所管からあがってくる。そこが決裁して、依頼して、また返ってくる処理であるが、40年前のものを今から探すのは大変だということで、私としては次回の12日に中川さんから何らかの報告があるかもしれないが、今後の調査をどう進めていくか、とりあえず2班に分かれて、それぞれ5筆だけ持って来てもらって、われわれでは見方についてはなかなかわからないので土地開発公社の高橋部長なりに来てもらって見方から教えてもらわないと、いきなり持ってきてもらってもなかなかできない。もし全筆ということになると5日や10日はかかると思うので、それだけの時間的拘束はかかると。だから理事者としては、この委員会内部で収まるのならという条件付きで、委員会で調べてもらうことには何も問題はない、できるだけ協力したいと。ただ、全筆ということになると複雑な処理もあるので、12日にみなさんのご意見をお聞きして決めさせてもらえばよいが、こういう流れがあるということを確認してもらうことも1つの方法だと思う。それと、最高裁判例がどういうものなのか整理してもらっているので当日出してもらって、次回12日は不適切な事務処理の調査方法の具体的プロセスを詰めたいと考えている。そういう形で進めることでよいかと。

審良和夫委員

それでよいと思うが、12日に1件でも2件でもよいので、そのものを持ってきてもらって、こういうものなのかと、それでは結構時間がかかると。また、何を見るのかも、全く何もないところでは、どうのこうのと言っている、私どもはわからない。

市土地開発公社調査特別委員協議会 会議録									
開 会 日		平成22年9月27日（月）							
開会時刻		午後4時							
閉会時刻		午後4時37分							
会議場所		第3委員会室							
協議事項									
○ これまでの協議に係る問題点の確認について									
○ 今後のスケジュールについて									
○ その他									
出席者	委 員	野田勝康委員長 大西敏博副委員長 審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 荒川浩司委員 塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員							
	事務局	辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任							
	説明員								
	その他								
閲覧	議 長	副議長	委員長	局長	次長	庶務係	調査係	議事係	会議録調整者
									

12日については、今後の調査方針をどうするか、どうやって簿価について、事務処理についてチェックをかけていくか、それについての協議をしたい。その点でご理解願いたい。何かの事例があった方がよいということも言わせてもらう。しかし、それも1時間以内でできるかどうか。とりあえず12日については、もう時間が来たので、今後の調査方針をどうするか、どうやって取り組んでいくかについて協議をさせてもらいたい。一応、ご了解をいただけるか。

(全委員了解)

野田勝康委員長

そういうことでひとつよろしく願います。

稲垣司郎委員

今日、有料貸付土地の一覧表をもらったが、公に貸し付けるものなので個人情報でも何でもない。個人という書き方がよくわからないのと、通し番号ではなしに原簿の番号で表記してもらいたい。

野田勝康委員長

わかった、伝えておく。これで協議会を閉じさせてもらう。

閉 会 午後0時02分

計士の報告にもあったが、事業用地が本当に事業用地として実行可能かどうか。私としては、個人的にその問題が一番大きいと思っている。特定土地に振り替えなければならないという問題もあるので、6番目に加えればどうかと。ちょっと読ませてもらうと、まず、1番目は「土地開発公社の先行取得過程についての問題」。これは、稲垣委員からも再三言われ、今日、福知山市の文書規程、開発公社の処務規程を取り寄せている。一番大きな問題は、開発公社がどういう理由で、何に使うのかという先行取得の背景となる起案文書がないまま先行取得依頼書だけを作って、安易に土地を買っていること。それが何十年という塩漬け土地の発生に結びついているのではないのか。そういうことで1番目に「土地開発公社の先行取得過程についての問題」をあげている。2番目に「所有土地管理元帳の不備」。簡単に言うと元帳がないということ。この間見せてもらったのは、簿価を修正した、今の元帳。われわれが見たいのは、前からの一件書類。聞くと、昔の書類はないと。どこかへ破棄したのか知らないが、結局、年次ごとの簿価操作を把握することができない。ある議員から、この特別委員会は100条委員会に近いと言われたが、この特別委員会は幹事会の中で十分に協議されて100条ではなく特別委員会でいくということになった。それを超えてやることはできないので、むこうが「ない」と言えば、仕方がない。元帳なしで、どうやって所有土地を管理していたのか非常に不安が残る。今後は、土地ごとに元帳を作って、金利計算書などを整理してもらいたい。3番目は、「簿価に対する利息の上乗せ事務処理の不統一」。先ほど、中川会計士と各委員とがやり取りされたこと。4番目は、実際に土地の直売行為が公拡法違反かどうか。この問題は非常に大きな問題で、直売が違法だということになると、いわゆる犯罪性の問題になってくると捉えている。先ほど中川会計士からも説明があったが、こういう粉飾決算行為を何故されたのか。中川会計士は「利益が出た時に、公的機関が多額の利益を計上するのは具合が悪い」ということで簿価が圧縮されたのではないかということであったが、このあたりについても理事者から明確に聞きたい。それから、書いていないが、6番目に「一からの事業用地の見直し」が必要で、事業用地として実現性がないものを事業用地としていたら、バランスシートはいっぺんに債務超過のバランスシートになってしまう。中川会計士が提言の中で危惧されていることを6番目に加えさせてもらえばどうかと思う。

今日の協議会の次第書の中の「1 これまでの協議に係る問題点の確認について」は、私と副委員長で、これまでのみなさんのご意見を、テープを起こして、チェックして書き並べた内容となっている。

それと、「2 今後のスケジュールについて」は、私には、申し訳ないが今のところ分らない。

市土地開発公社調査特別委員協議会 会議録

平成22年9月27日

第3委員会室

出席委員： 野田勝康委員長 大西敏博副委員長

審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 荒川浩司委員

塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員

事務局： 辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任

開 会 午後4時

野田勝康委員長

先ほどまでの委員会は大変ご苦労さま。只今から第11回の土地開発公社調査特別委員協議会を開催する。前回の協議会では、売却済土地一覧等の追加資料により、市の説明員から補足説明をしてもらったが、委員の中から取得原価の追加記載の要請と備考欄の売却先に「個人」「法人」の追加記載の要請があったので、その旨を市当局に依頼した。また、中川会計士から①平成21年度決算における用地簿価修正の内容について ②不正流用の有無 ③公社の純資産19億円の発生内容について ④直売は公拡法違反かどうかの判断等について説明してもらった。中川会計士の説明の中で、簿価に対する公社の利息の付け替えの手法、考え方が今も続いているという発言があり、大変驚いた。このことについては、次回に中川会計士からもう少し詳しく説明を願いたいと思っている。委員の手元に新聞報道を置かせてもらっているが、これについても質問があるかと思っている。また、直売が公拡法に触れるかどうか。その違法性の問題を、福知山市のコンプライアンスの問題で委員長をされた中村弁護士と知り合いなので、この件について昨日の夜にメールを打たしてもらった。この方は福知山市職員収賄事件の外部検討委員会の委員長をされた方で、この方の友人を知っているのので聞いてみると、簿価を下げ、安くした土地を開発公社が市長の関連会社に売った話をされたことのある弁護士であるというメールが返ってきた。中川会計士はグレーとしか言いようがないということなので、直売が公拡法違反かどうか、とりあえず私なりにメールを打ったので何らかの回答が返ってくると思っている。

前回は、これまでの協議内容について私なりに5項目にまとめさせてもらった。今日の中川会

が、弁護士の意見を聞かせてもらうことも大事だと思うが。

野田勝康委員長

公認会計士、弁護士は特殊な世界なので、われわれにはよく分からない。とりあえず、今日は審良委員が提案されたようなことを聞かせてもらって、事務局とも相談して、ちょっとあたらせてもらいたい。弁護士の件も含めて、そういう形で検討させてもらう。

それから、中川会計士から10月1日に説明を聞くが、できれば9月30日までに10月1日の午後の協議会で質問する内容を書面でもらいたい。当日、いきなり聞かれても中川会計士も答えにくいので、回答の準備をしてもらっておけば1時間30分でも効率が上がる。簡単でよいので、できれば事務局へ出してもらいたい。

それから、日程の件で10月12日の午後1時30分から協議会を入れているが、これは、会計士を呼ばないで、われわれでもう一度、課題について協議して整理したいと考えている。決算審査委員会もある中で、あまり長時間というわけにはいかないが、午後3時30分を目途に、遅くとも午後4時までには終了するように考えさせてもらいたい。12日以降の予定については1日に協議させてもらえればと思っている。10月の第2週は文教建設委員会の視察の予定も入っている。決算審査委員会もあり、とてもタイトな日程となっているが、できるだけ早く意見集約することが大事。市民の方から開発公社の件はどうなっているのかと問われた翌日にこの問題が出た。決して急ぐわけではないが、早く提言を出さないと、今までどおりの決算が続くのではないかと非常に不安感を持っている。ちょっと、そういう感覚でいる。

今日は4時半までと思っていたが、稲垣委員から請求のあった資料が届いているので、この点だけ協議をお願いしたい。

稲垣司郎委員

「福知山市文書取扱規程」は第89条まで、びっしりと書かれていて、これに基づいて事務処理をすれば、副市長の言うような話にはならない。あのようないい加減なことで何千万円、何億円の話をお口頭でしたというのは、これは、われわれが熟読するしか仕方がない。それから、もうひとつは「福知山市土地開発公社処務規程」。この6ページの別表第1にはっきりと書いてある。第1種、いわゆる永年保存の下から2番目の管財に「不動産取得及び処分関係書類」は永年保存となっている。これが「ない」とは言われない。その上には「元帳」。これがないということになると、それはちょっと。これらを、われわれがものを言う時の資料にしてもらえばどうか。

高宮泰一委員

このような問題が出てくるとは思っていなかったの、本当にこの問題をどうやって終結させていくのか。ある程度、議論の争点は絞られて、あとは提言を早くまとめていけると思っていた。議会のチェック機能はどうなっているのかと市民からも言われているので、限られた時間の中でできるだけ早くまとめて、この特別委員会としての提言を示さなければと内心思っていたが、今日、あのようなことが出て、まさかテレビまで来るとは思っていなかったの、そういう点では、スケジュール的には、今の時点でこの議論はちょっと早いように思う。

最後に、もう一度確認する。今週、10月1日の午前10時から11時まで、今日と同じ内容で中川会計士の説明を受け、午前11時から12時まで質疑を受ける。そして、午後1時から2時半まで、この問題も含めて中川会計士に回答してもらう。一応、午後3時くらいまでを目途に協議会を終わらせてもらいたいと考えている。

ちょっと、私から2つ提案をさせてもらう。実は、中川会計士との契約は9月30日で切れる。今後も相談に乗るとは言ってもらっているが、われわれだけで提言の取りまとめや質問を議論するには限界がある。中川会計士からは、よい提言文書をあげてもらいたいので、必要なら意見交換や研修会など何らかの形で協力させてもらうと言ってもらっている。今後は、これまでの調査という形ではなく、講師という形で月に2、3回お世話になりたいと考えているが、この件で理事者と交渉させてもらってもよいのか。

木戸正隆委員

理事者と予算の交渉をしなくても、議会の予備費で対応できないのか。

野田勝康委員長

当然、議会の議決が必要ない予備費を使って対応することになるが、議会の予備費ではなく、福知山市の予備費なので、一定、理事者にも言っておかないといけない。

稲垣司郎委員

議長から言ってもらうのが筋道。そのために議長がいる。

野田勝康委員長

議会を代表して、議長に交渉に入ってもらうことでよいのか。

(全委員異議なし)

審良和夫委員

取りまとめにかかる段階で中川会計士の意見を聞くことも大事だとは思いますが、先ほど委員長も言われていたように、ここから先は弁護士が必要になる。中川会計士はグレーだと言われている